

架空請求最前線～その3～

不安をあおる「訴訟」「法的手続き」に惑わされないで！

何の料金？

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、貴方の利用されていた契約会社から、民事訴訟として、訴状が提出されました。このままご連絡なき場合は、原告の主張が全面的に受理され、執行官立ち会いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきます。

尚、訴訟取り下げなどご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

※取り下げ最終期日 ××年××月××日
×××管轄支局 ××××××××××××××センター
東京都千代田区霞が関 ××××××××××××××
取り下げ等のお問合せ窓口 03-XXXX-XXXX
受付時間 9:00～20:00（日、祝日除く）

心当たりない…

こんなハガキ、メールが届いたら、
架空請求です!! 無視しましょう

詐欺の
手口！

実在する（または実在しそうな）官公庁、企業の名称を名乗る

「未払い料金がある」「訴訟を開始する」「法的措置をとる」「差し押さえをする」などの言葉で消費者の不安をあおる

連絡先となっている
窓口には絶対に
電話しないこと！

しめしめ、まんまと
電話してきたな。

不安な時は、消費生活
センターに相談する！

消費者ホットライン ☎ 局番なし 188

はい、消費生活
センターです！